

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	上野 圭子
【電話番号】	03-3287-3110
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	D I A Mグローバル総合債券ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：1,000億円を上限とします。 継続申込期間：5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に変更が生じるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、
3.15%^{*}（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

<訂正後>

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、
3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<ファンドの特色>

1 主として世界の債券に実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

- グローバル総合債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として先進国の国債、モーゲージ債、社債(ハイイールド債を含みます。)、ハイブリッド証券等に実質的に投資します。
- マザーファンドの運用にあたっては、ファンダメンタル分析に基づく金利・為替見通しおよび収益率見通し等から、収益の獲得をめざします。
- 新興国債券にも実質的に投資する場合があります。
- マザーファンドの運用にあたっては、米州(北米および中南米)債券の一部についてDIAM U.S.A.,Inc.に、また欧州債券の一部についてDIAM International Ltdに運用指図に係る権限の一部を委託します。

2 原則として対円での為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、実質組入通貨が対円で上昇した場合には基準価額が上昇し、下落した場合には基準価額が下落する要因になります。

3 決算頻度の異なる2つのファンド(毎月決算型、年1回決算型)から選択可能です。

DIAMグローバル総合債券ファンド (毎月決算型)	毎月23日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
DIAMグローバル総合債券ファンド (年1回決算型)	毎年3月23日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 2つのファンド間でスイッチングが可能です。
- ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※DIAMグローバル総合債券ファンド(毎月決算型)については、同ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

(略)

<訂正後>

(略)

<ファンドの特色>

1 主として世界の債券に実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

- グローバル総合債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として先進国の国債、モーゲージ債、社債(ハイイールド債を含みます。)、ハイブリッド証券等に実質的に投資します。
- マザーファンドの運用にあたっては、ファンダメンタル分析に基づく金利・為替見通しおよび収益率見通し等から、収益の獲得をめざします。
- 新興国債券にも実質的に投資する場合があります。
- マザーファンドの運用にあたっては、米州(北米および中南米)各国の通貨建債券の一部についてDIAM U.S.A.,Inc.に、また欧州通貨建債券の一部についてDIAM International Ltdに運用指図に係る権限の一部を委託します。

2 原則として対円での為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、実質組入通貨が対円で上昇した場合には基準価額が上昇し、下落した場合には基準価額が下落する要因になります。

3 決算頻度の異なる2つのファンド(毎月決算型、年1回決算型)から選択可能です。

DIAMグローバル総合債券ファンド (毎月決算型)	毎月23日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
DIAMグローバル総合債券ファンド (年1回決算型)	毎年3月23日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
 - 2つのファンド間でスイッチングが可能です。
- ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※DIAMグローバル総合債券ファンド(毎月決算型)については、同ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成26年3月25日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始(予定)

<訂正後>

平成26年3月25日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成25年11月29日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成25年12月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

< 訂正後 >

（略）

委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成26年3月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成26年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

(参考)当ファンドが投資するマザーファンドの概要

(略)	
投資態度	<p>主として先進国の国債、モーゲージ債、社債（ハイイールド債を含みます。）、ハイブリッド証券等に投資します。</p> <p>運用にあたっては、ファンダメンタル分析に基づく金利・為替見通しおよび収益率見通し等から、収益の獲得をめざします。</p> <p>新興国債券にも投資する場合があります。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用にあたっては、米州（北米および中南米）債券の一部についてDIAM U.S.A., Inc.に、また欧州債券の一部についてDIAM International Ltdに運用指図に係る権限の一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
(略)	

(略)

<訂正後>

(略)

(参考)当ファンドが投資するマザーファンドの概要

(略)	
投資態度	<p>主として先進国の国債、モーゲージ債、社債（ハイイールド債を含みます。）、ハイブリッド証券等に投資します。</p> <p>運用にあたっては、ファンダメンタル分析に基づく金利・為替見通しおよび収益率見通し等から、収益の獲得をめざします。</p> <p>新興国債券にも投資する場合があります。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用にあたっては、米州（北米および中南米）<u>各国の通貨建債券</u>の一部についてDIAM U.S.A., Inc.に、また欧州<u>通貨建債券</u>の一部についてDIAM International Ltdに運用指図に係る権限の一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

(略)

(略)

(3) 【運用体制】

<訂正前>

(略)

・DIAM International Ltdの運用体制

グローバル総合債券マザーファンドについては、欧州債券の一部について信託財産の運用指図に関する権限の一部をDIAM International Ltdに委託します。

(略)

・DIAM U.S.A., Inc.の運用体制

グローバル総合債券マザーファンドについては、米州（北米および中南米）債券の一部について信託財産の運用指図に関する権限の一部をDIAM U.S.A., Inc.に委託します。

(略)

各運用体制は平成25年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

・DIAM International Ltdの運用体制

グローバル総合債券マザーファンドについては、欧州通貨建債券の一部について信託財産の運用指図に関する権限の一部をDIAM International Ltdに委託します。

(略)

・DIAM U.S.A., Inc.の運用体制

グローバル総合債券マザーファンドについては、米州（北米および中南米）各国の通貨建債券の一部について信託財産の運用指図に関する権限の一部をDIAM U.S.A., Inc.に委託します。

(略)

各運用体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

<訂正前>

(略)

上記体制は平成25年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

上記体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、 $3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が8%になった場合は、 3.24% となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

<訂正後>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、 3.24% （税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率 $1.2915\%^{*}$ （税抜1.23%）

*消費税率が8%になった場合は、年率 1.3284% となります。

信託報酬の配分（税抜）	
委託会社	年率0.58%
販売会社	年率0.60%
受託会社	年率0.05%

（略）

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率 1.3284% （税抜1.23%）

信託報酬の配分（税抜）	
委託会社	年率0.58%
販売会社	年率0.60%
受託会社	年率0.05%

（略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

上記は、平成26年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

上記は、平成26年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、

$3.15\%^{*}$ （税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、

3.24% （税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

（略）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

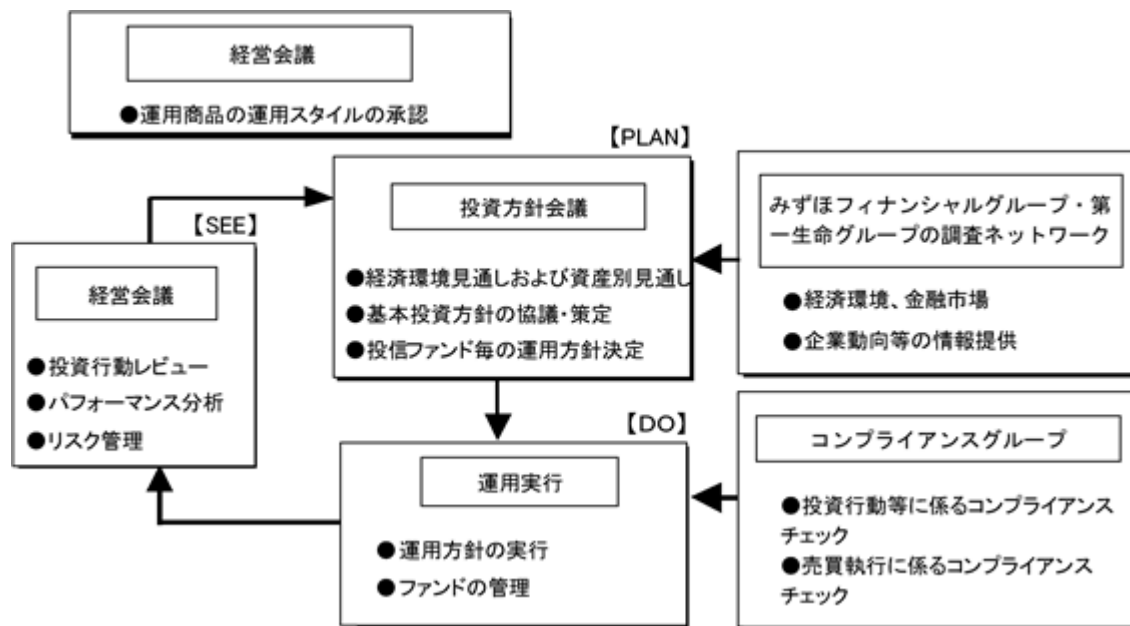
委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関

する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成26年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は325本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	8	21,561,387,395
追加型株式投資信託	308	4,996,255,869,262
単位型公社債投資信託	9	90,551,071,963
追加型公社債投資信託	0	0
合計	325	5,108,368,328,620

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成26年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額* (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,000	日本において銀行業務を営んでおります。

* 平成26年3月末日現在

(3)投資顧問会社

a. 名称

DIAM International Ltd

b. 資本金の額

平成25年12月末日現在 400万ポンド

c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

(4)投資顧問会社

a. 名称

DIAM U.S.A., Inc.

b. 資本金の額

平成25年12月末日現在 400万米ドル

c. 事業の内容

米国において投資顧問業務を営んでいます。